

生援第3530号

裁決書

審査請求人

横浜市■区

処分庁

横浜市■福祉保健センター長

令和2年■月■日付で■（以下「請求人」という。）から提起された審査請求（令和2年度（審）第15号）について、次のとおり裁決する。

1 主文

横浜市■福祉保健センター長が請求人に対して行った、令和2年3月16日付け生活保護費用返還金決定処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

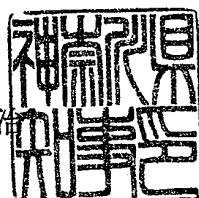
審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理由

審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和3年3月23日

神奈川県知事 黒岩 祐治





審理員意見書

令和 3 年 2 月 4 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之  
神奈川県審理員 園川 真代



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 [REDACTED] が令和 2 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで提起した処分庁 横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長による同年 3 月 16 日付け生活保護費用返還金決定処分についての審査請求（令和 2 年度（審）第 15 号）について、その裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1 において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [REDACTED] を「請求人」という。
- 2 処分庁 横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長を「処分庁」という。





別紙1

## 1 結論

本件処分は取り消されるべきである。

## 2 事案の概要

### （1）事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、令和2年3月16日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて審査請求を行ったものである。

### （2）本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

### （3）前提事実

当事者に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、横浜市に居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第1項第16号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から、法第63条の規定による費用の返還に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成20年■月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成22年2月9日、処分庁は、請求人から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）2級の交付（交付年月日 平成21年■月■日）を受けた旨の届出を受け、当該障害に係る初診日から1年6か月経過後の平成22年4月から、保護基準別表第1第2章 2(2)イによる加算（以下「障害者加算イ」という。）の認定を開始した。

オ 平成24年■月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人の内縁の■が請求人世帯に転入したことに伴う保護変更決定処分を行った。

カ 平成25年1月22日、処分庁は、請求人の内縁の■から、請求人が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳2級の交付（四肢機能障害2級、交付年月日 平成24年■月■日）を受けた旨の届出を受け、平成24年12月から、障害者加算イ（上記エ参照）に替えて、保護基準別表第1第2章 2(2)アによる加算（以下「障害者加算ア」という。）の認定を開始

した。

キ 請求人に係る平成26年■月■日付け「国民年金・厚生年金保険診断書（肢体の障害用）」（以下「本件診断書」という。）に記載されている主な内容は、別紙3のとおりである。

ク 平成26年10月16日、処分庁は、請求人の内縁の■から、請求人に係る国民年金証書（以下「年金証書」という。）の写しの提出を受け、これにより、請求人に係る障害基礎年金の等級（国民年金法施行令別表第1）が1級11号に変更になっていることを確認した。

なお、1級11号は重複障害によるものであるところ、請求人については肢体の障害と精神の障害による重複障害と認定されている。

ケ 平成26年10月23日付けで、処分庁は、上記クを受け、請求人に対し、同年11月から、障害者加算ア（上記カ参照）に加えて、保護基準別表第1第2章2（3）による加算（以下「重度障害者加算」という。）を認定する内容の保護変更決定処分を行った。

コ 平成28年■月■日以降、請求人に係る精神障害者保健福祉手帳の等級が2級から1級に変更となった。

サ 令和元年9月6日、処分庁は、平成26年11月から行っていた請求人に係る重度障害者加算の認定（上記ケ）が、過誤認定であったと認識した。

シ 令和元年9月25日付けで、処分庁は、請求人に対し、同年10月から重度障害者加算の認定を削除する内容の保護変更決定処分を行った。

ス 令和2年3月16日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容の生活保護費用返還金決定処分（本件処分）を行った。

- ・ 決定理由 平成26年11月1日から令和元年9月30日の間、最低生活費の認定に誤りがあったため。
- ・ 支弁額 6,601,519円
- ・ 最低生活費の超過認定額 772,370円
- ・ 返還額 772,370円

セ 令和2年■月■日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

### 3 審理関係人の主張の要旨

#### (1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

ア どのような条件で障害者加算が支給されていたのか、支給額の内訳に変更があったのかも知らずにきた。5年以上も重度障害者加算、冬季特別加算が過誤払いであった。返還してと突然言われて、突然過誤払いと言われる金額の内容の説明がなく決定されたことに今の生活状況では不安や精神的苦痛がある。

イ 重度障害者加算の削除が不満なのではない。日々消費してよいと言われていた支給額で生活してきた。請求人はどのようにしていれば本件処分にならなかつたのだろうか。

ウ 過誤払いというものがあることも知らなかつた。5年以上も過誤払い気付かずには返還金（772,370円）を増やし、現状で一括返還できない金額であるにもかかわらず、「生存中に返還できなかつたときは、相続人にお願いしますから」という状況にしたことは認めているのに、消費した請求人世帯にだけに非があるという感じで返還を求める態度に閉口した。

エ 請求人も請求人の内縁の■も指定難病になり、健康状態や年齢、親族との関係等を考えると、返還金を残しては死ねない。この先自立を目指していくのか、これから的生活に不安や精神的苦痛を感じることはおかしいだろうか。過誤払いがなければ本件処分も発生していなかつたと思う。

## （2）処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 保護基準別表第1第2章 2(2)において、障害者加算については、次の者に行うとされている。

「ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定していないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）」（障害者加算ア）

「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（後略）。ただし、アに該当する者を除く。」（障害者加算イ）

イ また、保護基準別表第1第2章 2(3)において、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（中略）については、別に14,790円を算定するものとする。」とされている（重度障害者加算）。

ウ 局長通知第7 2(2)エ(ア)において、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと」とされている。

エ また、局長通知第7 2(2)エ(ウ)において、「保護受給中の者について、月の中途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。」としている。

- オ 横浜市では、重度障害者加算の認定の際の運用として、市問答集【問7-2-13】において、「次のいずれかに該当する場合は、重度障害者加算を認定します。（1）「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに「国民年金法等の一部を改正する法律」による福祉手当（経過的福祉手当）の受給者（2）身体障害者手帳1級の交付を受けている者（3）愛の手帳A1の交付を受けている者（※ただし国民年金の裁定及び特別児童扶養手当の決定が優先されます。（後略））（4）精神障害（知的障害を含む）を事由とする国民年金法施行令別表1級10号の年金受給者（身体障害と精神障害の重複により1級に該当する場合の別表1級11号は含みません。）（5）精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者（※ただし国民年金の裁定が優先となり、初診日から1年6か月経過後の交付が条件。）（後略）」と定めている。
- カ 前提事実アのとおり、障害者加算アを認定していたことは、身体障害者福祉手帳の障害等級（2級）から妥当であった。
- キ 前提事実クのとおり、年金証書の提示を受け、障害基礎年金等級1級11号に変更となっていることを確認しているにもかかわらず、重度障害者加算を認定していた。重度障害者加算の認定については、市問答集【問7-2-13】の重度障害者加算の認定要件の（1）から（5）のいずれにも該当しないことから、要件の誤認による認定であった。
- ク よって、請求人の障害程度については、平成26年11月1日時点においては、身体障害者手帳2級、障害基礎年金1級11号、精神保健福祉手帳2級であったことから、重度障害者加算の認定に係る要件を満たしておらず、前提事実アのとおり、処分庁が認定していた障害者加算アを継続して認定することが妥当であった。それ以後も、前提事実コのとおり、請求人は精神保健福祉手帳1級を取得（更新時に等級変更）したが、市問答集【問7-2-13】の1（4）及び（5）のとおり、重度障害者加算の認定に係る要件を満たしていない。
- ケ 上記のことから、本件処分は、法の趣旨に基づいて適正に決定されたものであり、何ら違法、不当なものではない。

#### 4 理由

##### （1）保護の補足性、程度の原則

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの最低限度の生活の維持のために活用することを要件として（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである（法第8条第1項）。

##### （2）法第63条の費用返還義務について

ア 被保護者が、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、その受けた保護品

13】

1)

者

手

1

優

金

該

級

6

帳

変

き

加

算

に

身

こと

り、

それ

こ等

重度

あり、

ゆる

項)、

るも

品

に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

また、法第63条の「急迫の場合等」の「等」とは、保護の実施機関が、保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等を指すものと解されている。

イ 保護の実施機関が定める返還額は、資力があるにもかかわらず受けた保護金品に相当する金額とするのが原則であるが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に、返還額から控除して差し支えない範囲の額が費用返還通知1(1)①から④及び⑥に列記されている。

#### (3) 法第63条に基づく返還請求権の消滅時効について

法第63条の返還請求権は、資力の発生の事実があったとき以降、法的にはいつでも行使可能であるため、同請求権の消滅時効の起算点は、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」と解されている。

そして、同請求権の消滅時効期間は、地方自治法第236条第1項により5年間である。

そのため、資力の発生の事実があったときから5年以上経過後に、法第63条に基づき返還請求権を行使する場合、同条に基づき返還額の決定をする日前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取扱われている（問答集問13-18）。

#### (4) 障害者加算の認定基準について

##### ア 障害者加算について

障害者加算は、保護基準別表第1第2章2に規定されており、被保護者の障害の程度、在宅者であるか（この場合、居住地の級地による。）、入院患者等であるかの別によって、加算額が定められている。

そして、障害者加算アに該当する者、即ち、「身体障害者福祉法施行規則（中略）の別表第5号の身体障害者障害程度等級表（中略）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（中略）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（中略）」であって、在宅者かつ1級地（横浜市が該当）の場合は26,810円（※金額は本件処分時のもの）とされている。

##### イ 重度障害者加算について

保護基準別表第1第2章2(3)において、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（中略）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（中略）については、別に14,790円を算定するものとする。」とされており（※金額は本件処分時のもの。）、同施行令別表第1（以下「施行令別表第1」という。）は、次のとおりである。

1	両眼の視力の和が0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失つたもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 【略】

## ウ 障害の程度の判定について

「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」（局長通知第7-2(2)エ(ア)）とされている。

そして、これらを「所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」（同(イ)）とされ、この「障害の程度が確認できる書類」には、一定の要件を満たした場合に限り、精神障害者保健福祉手帳が含まれるとされている（課長通知第7問65）。

## エ 生活保護問答集－実施要領編－（横浜市健康福祉局生活支援課作成）について

(ア) 重度障害者加算の認定基準は、上記イのとおり、保護基準別表第1第2章2(3)であり、同(3)は、施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者を当該加算の対象とするとしている。

(イ) しかしながら、具体的にどのような場合、どのような障害の程度、障害の種類及び等級であればこれらの規定に合致するのかについて必ずしも明らかではないとして、処分庁が属する横浜市では、保護基準や施行令別表第1からは具体的な基準が読み取ることが困難な内容を補完するものとして、市問答集【問7-2-13】において、重度障害者加算の認定の要否について、具体的な判断基準を示している。

市問答集は、処分庁が属する横浜市において、保護基準等を補完する、いわゆる内規としての性質を有するものである。

## (5) 本件処分の適法性について

## ア 従前行っていた重度障害者加算認定の適法性について

(ア) 本件処分は、平成26年11月から処分庁が請求人に対して認定していた重度障害者加算（保護基準別表第1第2章2（3））について、本来は認定すべきではなかったことが判明したとして、過誤認定していた期間のうち、時効消滅していない期間（平成27年5月～令和元年9月）を対象に過支給額の返還を求めたものである。

そこで、まず、従前行っていた重度障害者加算認定の適法性について検討する。

請求人の障害は、肢体の障害及び精神の障害であるところ（前提事実エ、カ、ク、コ）、これらの障害が施行令別表第1に定める程度の状態にあるか、以下検討する。

(イ) 施行令別表第1第8号「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に該当するかについて

a 両下肢の著しい機能障害により、階段の昇降及び室内の歩行のいずれについても介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度と認められるものについては、施行令別表第1第8号に該当するとされている（「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日付け社更第162号厚生省社会局長通知 別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」第2 3（2）ウ））。

b 上記（4）ウのとおり、局長通知第7 2（2）エ（ア）は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書等に基づき障害の程度の判定を行うとしているところ、請求人が所持する身体障害者手帳により検討するに、同手帳の等級（四肢機能障害 2級）からは、請求人が階段の昇降及び室内の歩行のいずれについても介護なしでは自立できない状態に該当するかについて判断ができない。

また、年金証書からは、障害基礎年金の障害の等級が1級 11号「身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの」であることしか分からず、同様に判断できない。

さらに、請求人が特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持している事実も認められないから、これらによって判断することもできない。

c 上記bのとおり、原則として資料とすべき身体障害者手帳等から障害の程度の判定ができないことから、本件診断書（前提事実キ 別紙3。診断書作成日 平成26年5月30日）により検討するに、請求人の右下肢の筋力はすべて消失、左下肢についてはほとんどが著減または半減となつておらず、「階段を上る」及

び「階段を下りる」のいずれについても「手すりがあってもできない」とされ、「歩く（屋内）」についても「一人で全くできない」とされている。

よって、請求人は、両下肢の著しい障害により、階段の昇降及び室内の歩行のいずれについても介護なしでは自立できない状態であり、施行令別表第1第8号に該当すると認められる。

(ウ) 上記(イ)のとおり、請求人は施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあることから、日常生活において常時の介護を必要とするといえ、平成26年11月の時点において重度障害者加算の認定要件を満たす。

(エ) したがって、従前行っていた重度障害者加算の認定は適法であり、過誤認定ではない。

この点、処分庁は、市問答集【問7-2-13】において定める重度障害者加算の認定要件を満たしていないにもかかわらず、同加算の認定をしていた従前の処分は過誤認定であった旨主張するが、上記(イ)及び(ウ)のとおり、請求人は、保護基準別表第1第2章2(3)において示されている重度障害者加算の認定要件を満たしており、かかる主張は認められない。

イ 本件処分の適法性について

本件処分は、従前行っていた重度障害者加算の認定が過誤認定であったとして過支給額の返還を求めるものであるところ、上記アで検討したとおり、従前行っていた重度障害者加算の認定は適法である。

したがって、保護費の過支給ではなく、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」(法第63条)に該当しない。

よって、本件処分は、法第63条の適用要件を欠くものであり、違法である。

(6) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

され、

長行

「第

こあ

」月

まで

加算

の処

人は、

定要

て過

てい

受け

項目

## 別紙2

## ア 法

## (保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

## 2・3 【略】

## (基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

## (実施機関)

第19条 都道府県知事、市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

## 一・二 【略】

## 2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

## 5~7 【略】

## (職権による保護の開始及び変更)

## 第25条 【略】

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)

## 3 【略】

## (届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

## (費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

イ 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。別紙1において「保護基準」という。）

(審理員注：以下において金額は本件処分時のものである。)

別表第1 生活扶助基準

第1章 【略】

第2章 加算

1 【略】

2 障害者加算

(1) 加算額(月額)

		(2) のアに該当する者	(2) のイに該当する者
在宅者	1級地	26,810円	17,870円
	2級地	【略】	【略】
	3級地	【略】	【略】
入院患者(後略)		【略】	【略】

(注) 【略】

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則(中略)の別表第5号の身体障害者障害程度等級表(中略)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(中略)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(後略)。

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(中略)。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(中略)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(中略)については、別に14,790円を算定するものとする。

(4)・(5) 【略】

3~9 【略】

第3章 【略】

ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。)

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。(後略)

エ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号

厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。)

第7 最低生活費の認定

2 一般生活費

(2) 加算

エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。

(後略)

(エ)・(オ) 【略】

オ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「課長通知」という。）

第7 最低生活費の認定

問65 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（中略）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。（後略）

カ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「費用返還通知」という。）

(前略)

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盜難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
  - ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。(後略)
  - ③ 当該収入が「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(3)に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。)
  - ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。(後略)
  - ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。
  - ⑥ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合であつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。(中略)  
なお、「当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合(中略)をいう。
- そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められていないので留意すること。

## (2) 【略】

**キ 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。)**

問13-18 費用返還請求の時期と消滅時効の開始時期

(問) (前略) 法第63条の規定による費用の返還の請求はいつ行うべきか。また、同条の規定による返還請求権の消滅時効の開始の時期はいつか。

(答) 保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村は、資力の発生の事実があったとき以降いつでも、保護の実施機関が決定した額について法律上の返還請求権行使することができるので、その消滅時効の起算点も「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」と解することになる。この返還請求権の消滅時効期間は5年間(地方自治法第236条)なので、実際に当該請求権行使する日(法第63条に基づき返還額の決定をする日)前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない。

(後略)

#### ク 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)

別表第5号

身体障害者障害程度等級表

級別		1級	2級	【後略】
【前略】		【前略】	【前略】	【前略】
肢体不自由	上肢	【略】	1 両上肢の機能の著しい障害 2・3 【略】 4 一上肢の機能を全廃したもの	【略】
	下肢	【後略】	1 両下肢の機能の著しい障害 2 【略】	【後略】
	【後略】	【後略】	【後略】	【後略】
	【後略】	【後略】	【後略】	【後略】

#### ケ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)

別表

障害の程度		障害の状態
1級	一	両目の資力の和が0.04以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	四	両上肢のすべての指を欠くもの
	五	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	七	両下肢を足関節以上で欠くもの

	八	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	九	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	十	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	十一	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	【略】	【略】

備考 【略】

## コ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）

別表第1

1	両眼の視力の和が0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廢したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 【略】

## サ 生活保護問答集－実施要領編－（令和元年度横浜市健康福祉局生活支援課作成。）

別紙1において「市問答集」という。）

(審理員注：本件処分時のもの。なお、これより前のものから【問7-2-13】の内容に実質的な変更はない。)

## 【問7-2-13】重度障害者加算の認定－1

重度障害者加算（告示別表第1第2章-2-(3)）を認定する場合の留意点は何か。

(答え)

重度障害者加算は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者について、算定するものとされています。同別表第1に定められた障害は身体障害者手帳1級及び2級の一部に該当するものですが、それらの障害は介護の必要性という見地から選定されているため、それらに該当すれば当然に日常生活において常時介護を必要とする者ということになります。

したがって、重度障害者加算は次のとおり取扱います。

- 1 次のいずれかに該当する場合は、重度障害者加算を認定します。
  - (1) 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに「国民年金法等の一部を改正する法律」による福祉手当（経過的福祉手当）の受給者
  - (2) 身体障害者手帳1級の交付を受けている者
  - (3) 愛の手帳A1の交付を受けている者（※ただし国民年金の裁定及び特別児童扶養手当の決定が優先されます。（後略））
  - (4) 精神障害（知的障害を含む）を事由とする国民年金法施行令別表1級10号の年金受給者（身体障害と精神障害の重複により1級に該当する場合の別表1級11号は含みません。）
  - (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者（※ただし国民年金の裁定が優先となり、初診日から1年6か月経過後の交付が条件。（後略））
- 2 1以外の者は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づいて行います。
- 3 すでに他の公的年金制度の適用があるため、1の(1)にいう福祉手当が支給されない者であっても、当該加算に該当する者に対しては加算を認定します。
- 4 次に掲げる施設の入所者に対しては、重度障害者加算は認定できませんので注意が必要です。（後略）

シ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日付け社更第162号厚生省社会局長通知）

#### 別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準

##### 第2 障害児福祉手当の個別基準

###### 3 肢体不自由

(1) 【略】

(2) 両下肢の機能障害

ア・イ 【略】

ウ 両下肢の著しい機能障害により、次のすべての動作について介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならし

める程度と認められるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

⑦ 階段の昇降

⑧ 室内の歩行

エ 【略】

(3) 【略】

ス 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年横浜市規則第111号。別紙1において「委任規則」という。）

、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項（中略）の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1)～(15) 【略】

(16) 法第63条の規定による費用の返還に関すること。

(17)～(23) 【略】

2～12 【略】

## 本件診断書の記載内容

(肢体の障害用)

※ 診断書欄外に、「本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）」と記載されている。

ア 氏名 請求人

イ 生年月日 昭和23年■月（中略）（65歳）

ウ 性別 男

エ 住所 神奈川県横浜市（後略）

オ

- |   |                   |
|---|-------------------|
| ① 障害の原因となった傷病名  | 頸髄損傷              |
| ② 傷病の発生年月日  | 平成24年■月■日         |
| ③ ①のため初めて医師の診療を受けた日   | 平成24年■月■日         |
| ④ 傷病の原因又は誘因   | 転倒外傷              |
| ⑤ 既存障害  | (記載なし)            |
| ⑥ 既往症   | 腰部脊柱管狭窄症          |
| ⑦ 傷病が治った（症状が固定して治療の効果が期待できない場合を含む）かどうか<br>傷病が治っている場合  | (記載なし)            |
| 傷病が治っていない場合   | 症状のよくなる見込み 有・無・不明 |
| ⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見<br>初診年月日 平成24年■月■日<br>(前略) 平成24年2月■日転倒後にA病院に搬送され手術施行。その後当院に<br>は4月■日受診 |                   |
| ⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項<br>受傷後は内服などの保存加療中<br>診療回数 月平均1回                               |                   |
| ⑩ 計測 (記載なし)   |                   |

## 障害の状態（平成25年9月19日現症）

- ⑪ 切断又は離断・変形・麻痺  
両上肢及び両下肢に感覚麻痺・運動麻痺があることが図で示されている。  
外観として弛緩性、起因部位として脊髄性と記載されている。
- ⑫ 脊柱の障害 (記載なし)
- ⑬ 人工骨頭・人工関節の装着の状態 (記載なし)
- ⑭ 握力 右0kg 左4kg

(15) 手(足)指関節の他動可動域 (記載なし)

(16) 関節可動域及び筋力

部位	運動の種類	右		左	
		関節可動域(角度)	筋力	関節可動域(角度)	筋力
		他動可動域		他動可動域	
肩関節	屈曲	100	消失	90	半減
	伸展	20	消失	10	半減
	内転	20	消失	20	半減
	外転	90	消失	90	半減
肘関節	屈曲	130	著減	130	やや減
	伸展	0	著減	0	やや減
前腕	回内	90	消失	90	やや減
	回外	90	消失	90	やや減
手関節	背屈	50	消失	60	半減
	掌屈	60	消失	60	半減
股関節	屈曲	120	消失	130	著減
	伸展	10	消失	20	著減
	内転	20	消失	20	著減
	外転	30	消失	30	著減
膝関節	屈曲	130	消失	140	半減
	伸展	0	消失	0	半減
足関節	背屈	15	消失	10	半減
	底屈	60	消失	60	やや減

(17) 四肢長及び四肢囲 (記載なし)

(18) 日常生活における動作の障害の程度 (補助用具を使用しない状態で判断)

a～o 【略】

p 歩く(屋内)

- ア 一人でうまくできる  
 イ 一人でできてもやや不自由  
 ウ 一人でできるが非常に不自由  
 エ 一人で全くできない

q 歩く(屋外)

- ア 一人でうまくできる  
 イ 一人でできてもやや不自由  
 ウ 一人でできるが非常に不自由  
 エ 一人で全くできない

r 【略】

s 階段を上る

- ア 手すりなしでできる  
 イ 手すりがあればできるがやや不自由  
 ウ 手すりがあればできるが非常に不自由

手すりがあってもできない

t 階段を下りる

ア 手すりなしでできる

イ 手すりがあればできるがやや不自由

ウ 手すりがあればできるが非常に不自由

手すりがあってもできない

平衡機能 【略】

⑯ 補助用具使用状況 車椅子

⑰ その他の精神・身体の障害の状態 (記載なし)

⑱ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力

両上肢下肢とも日常動作での著しい障害

⑲ 予後 症状改善の見込みは非常に低いと考えられる。

⑳ 備考 (記載なし)

